

70歳未満

所得区分	所得要件(世帯全員の合計額)	自己負担限度額	限度額適用認定証 適用区分	年間上限 (世帯合算)
上位 所得者	旧ただし書所得 901万円超	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 多数該当 ~ 140,100円	ア	168万円
	旧ただし書所得 600万円超 ~ 901万円以下	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 多数該当 ~ 93,000円	イ	111万円
一般	旧ただし書所得 210万円超 ~ 600万円以下	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 多数該当 ~ 44,400円	ウ	53万円
	旧ただし書所得 210万円以下	61,500円 多数該当 ~ 44,400円	エ	53万円※1
低所得者	住民税非課税世帯	36,900円 多数該当 ~ 24,600円	オ	29万円

★旧ただし書所得とは、総所得金額から基礎控除額43万円を控除した額です。

★多数該当 ~ ひとつの世帯で療養を受けた月以前の12ヶ月間に、3回高額療養費の対象となっている場合、4回目以降の自己負担額が減額されます。(多数該当の金額になります)

※1 ~ 90万円未満(旧ただし書き所得)区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用